

議会活性化委員会（第14回）会議概要

平成20年11月10日（月）
午後1時から午後2時35分

○ 議題

- (1) 議会基本条例案について
- (2) 所管事務調査事項について

末松裕人委員長

議会基本条例案のたたき台を旧懇話会メンバーで作成した。作成までに4回の会議を開催し、その経過では新たな視点やいろいろな意見が出される場面もあった。しかし、あくまでも今までの経過、積み上げの範囲内で事務的に条例案文をまとめ、整理した。確認いただきながら、後ほど意見をいただきたい。

お手元に「条例案」「逐条解説案」を配付させていただいたので、これをベースに一括で説明させていただき、その後、質問あるいは協議すべき点について、意見交換をお願いする。説明は事務局よりお願いする。

(条例案及び逐条解説を条文ごとに事務局が読み上げ)

末松裕人委員長

質問あるいは、この点の意味や確認したいという点はあるか。

伊藤余一郎委員

第8条会派、第2項。会派の役割的な要素が書かれている。率直に読むと、「会派は」という前提となると、会派というものが「政策立案、政策決定、政策提言の調整を行い、それに努めなければならない」という非常に義務的なことに読めるが、その点はどうか。会派はこれがすべてではない。「会派が政策立案、政策決定、政策提言を行う場合は、会派間の調整を行い、一定合意に努めるものとする」ということなら、いいのではないか。会派間の合意調整に努めるといこうとが前提になってしまうと少し違うのではないか。言葉足らずというか、その点が気になった。

末松裕人委員長

活動を万般に捉えようとするとうような意味合いも出てくる。原点は協議を重ねた結果であり、議会基本条例という一つの土俵というか、ステージの中での整理事項になっており、その意味から「会派」の実体を位置づけ、いろいろな作用、機能はあるが、議会活動に限定したときに、前段からの流れ中で整理すると、このような役割を果たしているのではないかと意味から条文を作っていると理解している。このことに制約されるのではなく、あくまでも議会基本条例という一つの枠組みの中で、会派の活動実態を整理すると、このようになるのではないかとということであり、会派というものを義務づけるものではなく、そのような解釈で条文化しているという経過である。議員活動、政治活動など色々あるが、あくまでも議会運営の基本ルールを定めるということに制約し

て整理した。

伊藤余一郎委員

そのような前提にあるということでも理解した。

二階堂 剛委員

第7条、議案等の調査及び検討について、議案というと市長提出議案と議員提出議案がある。市長提出議案となると、いまの議案の説明日数を考えると、「学識経験者等による専門的事項に係る調査に関する制度」、公聴会などを活用しなさいとなると、期間的に難しいかなと思う。そうすると市長提出議案をもう少し早くしてもらえば分かるが、現行のままではどうかと思う。議員提出議案は、議員間で提案するので、事前に時間の調整が出来るが。

議事調査課長

この条文で想定していることは、継続審査となった議案についてという前提で考えている。参考人や専門的知見を活用しようとしても、1回の委員会では使えない。まず始めに委員会で議決した後、委員長から議長に申請し、議長から参考人に連絡し、その回答後、再度委員会を開くというのが、通常の流れである。条文の議案等の調査及び研究というのは、ある程度の長いスパンでの検討ということを前提に考えている。

中川英孝委員

議案の提出は、各常任委員会が活性化していけば、ある程度読み取れるようになるということもポイントになるのではないかと。継続議案という話もあったが、我々が常任委員会で取り上げていくということになるのではないかと。

伊藤余一郎委員

積み重ねがあるから、想定はできるということである。

末松裕人委員長

「議案等」という言葉の定義はないのではないかと。議案という概念も入るし、物理的な問題、提案から可決までの期間の問題ではなく、継続扱いの中で対応すべきではないかと。それ以外に、中川委員が言われたように所管事務調査などで、議案として成案化される前に議会とのキャッチボールが始まるので、その段階でも「議案等」という概念で括り、このような手続をとっていかうということである。

中川英孝委員

そこが条例の中で位置づけられるかが、大きなポイントと思う。限られたものが提案され、決定したものが出されるというのがこれまでの活性化の根本ではなかったか。

末松裕人委員

という理解をしていただくと、「等」いうことを含めての理解していただくと、活用のしようがあるのではないかと。

中川英孝委員

基本的な共通認識を伺う。地方自治法にある各条項に則り、議員間で申し合わせ事項を作れば、基本条例はいらない。敢えて基本条例を作るのは、どこに意味があるかの共通認識が必要ではないか。4頁の「常任委員会の活動」のなかで、「執行部側の反問権を含めた」とあるが、手法は今後検討していかなければならないテーマになるのではないか。このような積み重ねが、実際の運用で活かされることが大事と思う。

所管事務調査については、3点申し上げたい。条例の中には、ホテル誘致条例など政策条例等いろいろある。このようなものを条例の中に入れていくべきだと思う。議決事項についてもそうである。さらに付帯決議についても条例に位置づけ、所管事務の中に入れる必要があるのではないか。この条例案をベースにするので、共通認識をきちんとして、常任委員会で議論しながら、特に所管事務調査は大事なことと思い、是非議論していけばよいのではないかと思う。

伊藤余一郎委員

質問である。9頁の第4章「市民と議会の関係」で情報公開のことがある。逐条では「資料等の配付により」情報公開が進められ、「今後さらなる情報公開を図ることを定めています」と締めくくられているが、例えば、どのようなことが図られていくのか。

議事調査課長

現在はインターネットと「議会だより」が主である。これ以外にもコアラ TV から放映をとの話もある。また FM 放送も考えられる。今後、時代の変化により新たなものが出てくるのではない。一番身近なところに松戸駅東口の旧ポンテビルに、西口はブックヒルの向かいのビルに大画面テレビがあるが、そこに放映することも可能ではないか。可能性はあると思う。

伊藤余一郎委員

それは、市民に公開しようという趣旨の話。それも一つだが、情報公開で重要なのは行政が持っている資料を公開する。公開することで、開かれたものにならないといけないという意味で、このことをどのように考えるかということである。

議事調査課長

議会に提出された資料は、基本的には公開している。行政側の資料を議会基本条例で定めることはいかがか。

伊藤余一郎委員

国会では、委員から資料提出が求められ、委員長が次の委員会で取り扱うというようなことを行っている。市議会ではそのようなことはない。以前に私が本会議で取り上げた重要な資料があり、開示請求により取り寄せたら真っ黒だったということがあった。これで行政の公開性が保たれるのか、疑問をもったことがあった。具体的には、関さんの森のことである。10数回説明に伺い、協議したということであり、その資料はあるのかと本会議で取り上げたら、あると言われた。そこで開示請求により、資料を取り寄せたら真っ黒だった。これは一例だが、緊張感のある関係に逆行することと思う。

中川英孝委員

そのようなことも含めて今後、情報公開を推進していこうと明文化している。基本的なことになるので、一つひとつやっていこう。

伊藤余一郎委員

了解した。

末松裕人委員長

この規定では、議会活動における市民との関係性で整理していることをご理解いただきたい。その辺は所管事務調査で執行部と議会との関係性の中で、もしかしたら問われることがあるかもしれないが、ここでは自分たちも情報公開していこう、今日の午前中は政務調査費の会議もあったようだが、積極的に公開して説明責任を果たしていこうとの気持ち、気概が表現されている条項という視点で見てもらえればよろしいのではないかな。

伊藤余一郎委員

大変よくまとめてある。

末松裕人委員長

先ほどの中川英孝委員から付帯決議等の話は、議題（２）所管事務調査事項のところに委ねたい。

この条例案を事前に正副議長に事前報告する過程で、正副議長が議長会の視察に参加し、助言いただいた。当たり前のことを共有していくという一つの取り組み事例があったので、よろしければその様子をご披露願いたい。

杉浦誠一議長

会津若松市の議会基本条例について、正副議長で視察した。市民参加の捉え方が松戸市議会とは異なっていた。市民参加を促すため、市域を5ブロックに分け、各議員が意見交換会という場で市民の意見を聴き、それをフィードバックしている。松戸市の市政懇談会のようなものを議会として実施している。これが会津若松市のいう市民参加というものである。会津若松市では条例制定までに全員協議会を4回開催している。その中で学者の話を聴いたり、先進市の議長を招き、話を聴くなどしたようである。松戸市議会では、活性化委員の意識が高いが、議論に参加していない議員の意識のレベルアップをどう図るかが、一つの問題ではないかと、会津若松市の事例を見て感じた。

「反問権は何を期待して行うのか」と質問したが、今後そのような話も出てくるのではないかな。今後とも「ing」で進める必要があるとの感想である。

末松裕人委員長

議長の話は、プロセスを共有することが大事ではないかということである。ご心配されていたのは、ここで鋭意議論している我々としていないの議員が等しく共有しなければならないテーマなので、その点に意を払わなければならないということ、こと条例化ということで、一丁あがりということにならないようにという意味を含めてお話しを

いただいたと思う。その辺は逆に正副議長のお取り計らいで、適宜必要な対応があれば対応頂き、お取り扱いいただきたいとお話しをしたところ、視察に行かれたとの話があったので、今度の会議で披露してくださいとの話をしたところである。

条例案、逐条解説のほかに公になる資料はないが、条例案、逐条解説はかなり精査をしている。事務的な積み上げの中で、執行部の法規担当とも詰めた議論をしており、お陰様でかなり洗練された条文になっているのではないかと。そのような経過を踏まえた条例案になっているが、これまでの議論とずれている点、ここが弱いとか、強いとか、そのことを含め、この機会に確認していただきたい。ここで了解いただければこの条例案を正式に委員会として、議長に答申したいと思っている。

何か意見はあるか。

工藤鈴子委員

逐条解説の6ページの「第6期議員任期」が4年以上あるが、こういう時代があったのか。また、逐条解説の表現で長と市長と使い分け、市民と住民という使い分けもある。少し整理した方がいいのかなと感じた。

末松裕人委員長

第6期議員任期についてはどうか。

議事調査課長

確認する。

末松裕人委員長

語句の統一についてはどうか。

議事調査課長

統一することも考えたが、長については、市長、町長など含めた地方自治法に則った部分もあり、長という表現にしている。一度は市長にすべて置き換えた。市民と住民のところは、前文に「住民自治の根幹である議会」としているが、議会の位置づけを住民自治ということと捉え、住民と市民を使い分けている。

末松裕人委員長

語句の使い分けは、検討した結果ということである。

第8条会派の逐条解説に「権能」とあるが、「権能」でよいのか。「権能」というと何か法的なニュアンスがあり、会派なので「機能」という表現がいいのではないかと。

議事調査課長

そちらは訂正漏れかもしれない。そのように訂正する。

末松裕人委員長

他に意見はあるか。

石川龍之委員

経過を読み、条例の特色は何かと考えると、常任委員会の活動の強化とある。条文では第2章「議会機能の強化」の「常任委員会の活動」になると思うが、どこがその辺を強く謳っているところを教えてください。

末松裕人委員長

所管事務調査の部分になるかと思うが、他市との比較で整理できるか。

議事調査課長

現行の地方自治法においても、所管事務調査を行うことは可能である。しかし、他市も含め閉会中の継続調査を実施しているところは少ないのではないか。そのところを松戸市議会では意見集約を図っていこうというもので、限られた会期ではなく、ある程度の期間で意見集約していこうというもので、特徴的なものは執行部の反問権を認め、しっかりと調査し出来ることと出来ないことを分け、議会が勝手に言うのではなく、執行部が出来ることをきちんと検討しましょうというのが、他の議会と大きく違う点である。ある程度の長い期間で委員間で意見を集約して、それを政策提言していこうということが一番の特徴である。

末松裕人委員長

ある意味、特徴を取り上げて、切り口を設けた条例にはなっていない。というのは出来るだけ地に足のついた、既存の制度、仕組みの中でより十二分に果たせる分野は強化をしていこうということから始まっているので、何か新たな視点で、こういうことをやりますとの切り口はない。今の課長の説明にあったように、常任委員会の活動そのものが、実体としてどうなっているのか。本来は、法律や権能の中で閉会中も積極的に活動できるという位置づけはあるが、形式的に調査事項を決定しているようなところもあり、実際には閉会中は視察に行くぐらいであった。ここを実質的に活かして、所管事務の継続調査事項として、市政に関する重要なテーマを取り上げ、経常的に常任委員会が活動していく。その活動も一人よがりではなく、その成果が力となっていくよう、執行部と協議できるような仕組みを取り上げていく。この点は議会活動の実体としては、先進的であり、おそらく前例のないことであろう。

敢えて条例の目玉は何かと言えば、今後の取り組みいかんによって、目玉になっていくのではないかとの意味合いが強調される部分と理解している。よって生かすも殺すもこれからの運用次第ということが、常に問われ続けている。条例が出来て、これがすごいから、ここがすごいねという評価とはならないかもしれない。

中川英孝委員

議会はこれまで、ともすると言いつ放しという面もあるが、言う方もチェックし、言ったことに責任を持つ。また答弁したことは、しっかりと守ってもらおうということである。条例化により議決したことは、執行部は守る義務があるということである。これが地方自治法改正のポイントと認識している。言う方も聴く方も、答弁したからには、しっかりと実行してもらおうという意味合いから、緊張感という言葉を使っているが、石川委員が言ったように、条例は何のために制定するのか。条例化しなくても、地方自治

法の範囲で、申し合わせ事項を設けるまででよいのではないか。敢えて条例化するということは、お互いに責任をもって実施していこうということの思いからではないかと自問自答している。この点を執行部と共通認識を持たなければ、条例化しても絵に描いた餅になってしまうのではないか。

伊藤余一郎委員

逐条解説3頁の解説部分だが、「常任委員会は、・・・下審査機関であるとともに、同時に実質的な審査機関です。」とある。ここは何度読んでもしっくりこない。「下審査」という文言は聞き慣れない言葉であり、いらぬのではないか。しかも同時に「実質的な審査機関」とあり、一体何なのかということにならないか。文言を整理してはどうか。

中川英孝委員

執行部の話をしているのであるから、入れる意味はある。

二階堂剛委員

実際に審議をするのは委員会であり、本会議ではない。そこを表現しているのではないか。

名木浩一委員

これがあるからこそ常任委員会の活動を充実することにより、本市議会は議会の活性化を図るのだということにつながるのではないか。

伊藤余一郎委員

了解した。

末松裕人委員長

条例制定後も改革を継続することが規定されており、今後解釈や運用の変更には対応する。現段階ではこの表現を活性化委員会の案として議長に提示し、その後はしかるべき流れの中で取り扱われるということによろしいか。

(「異議なし」の声、多数あり)

杉浦誠一議長

第17条、議会事務局の強化については、どう解釈すればいいか。

末松裕人委員長

具体的な話を事務局から願います。

議事調査課長

事務局職員の任命権者は議長である。現実には人数的にも厳しい面があり、今後は法務関係の事務経験のある職員がいると動きやすいというのは間違いない。また、財政関係の経験者がいると、議員からの相談にも十分対応できるのではないか。事務局職員の

増員をとの思いはあるが、今は執行部も人員削減に取り組んでおり、事務局からは申し上げにくい。また、執行部と事務局間で人事異動しており、事務局に配属されれば執行部とは違うとの認識の下に職務にあっているが、この点をきちんと位置づけられるといいのではないかとその思いはある。

一方では事務局のパイ自体が小さいので、いろいろな知識、経験が吸収できないということも現実にはある。

中川英孝委員

会派で出雲市の議会基本条例を視察した。その時、議会事務局職員に質問したことが、この議会事務局の体制についてのことであった。「条例に規定したが、どういう形でやっていますか」と伺ったが、まったく手付かずで、何もやっていないのが現状だった。しかし、認識はしているようだった。このことについては、条例制定後、我々がどうするかということに尽きるのではないか。今後の大きな検討課題ではないか。議会事務局については、条例の項目には掲げておかなければならないと思うが、現時点でどうだという話にはならないのではないか。

基本条例を制定し、他の議会も大きな問題意識は持っているようであるが、なかなかしっかりとはいかないようである。本市議会では、出雲市や基本条例を制定している他の議会よりも一歩も二歩も先の意識を持っていると自負しており、今後の常任委員会の活動等により、形を作っていけばよいのではないか。

伊藤余一郎委員

事務局は大変ご苦労だとは思いますが、敢えて申し上げれば、議員がより議会活動がしやすくなるような事務局特有の支援の仕方があるのではないか。例えば、県内の各市議会では、ある課題にこのように取り組んでいるなど、情報を集めやすいのが事務局であると思う。議員ではなかなか大変である。そうするとそのようなセクションを設けるなど人的配置がされないと難しいのではないか。

もう一つはパソコンの活用である。例えば、常任委員会の会議記録の発言確認は、各会派のパソコンに移し、確認するのは、まずいのだろうか。一つの方法として、事務処理が可能ではないかと思う。

議事調査課長

パソコンの関係は、現実には対応可能である。しかし、全議員が同じ環境にはないので、環境が整うまで難しいのではないか。また、データが一人歩きしてしまう心配もある。現在は、ペーパーで確認していただいた後、インターネット上に公開しているが、委員の確認、校正を経たものである。その前の段階にあるものを電子情報として出すことには、流出した場合の影響が大きく、それを修復するのは難しいのではないか。

伊藤余一郎委員

事務局の強化という発想はよいことと思う。

末松 裕人委員長

事務局のことは位置づけとして抑えておこうということで、あとは議長の双肩にかか

ってくるということで・・・。

中川英孝委員

所管事務調査にリンクしてくる話だが、決議、附帯決議、政策条例などを各常任委員会で再確認し整理することで、事務局の強化をどうすべきかという話になってくるのではないか。やらないことにはなかなか分からないこともあり、現段階で組織のことを議論してもどうかとも思う。少しずつ進めればよいのではないか。

末松裕人委員長

他に意見等はあるか。

(なし)

末松裕人委員長

それでは、修正点を確認する。

議事調査課長

逐条解説、5頁、第7条の解説、下から4行目「必要」の「要」に誤りがあった。

同じく6頁、第8条の解説、「議会における位置づけ、また、その権能」とあるが、「権能」を「機能」の変更する。同解説の第6期議員任期は「43年」は誤りで「41年」が正しい。以上である。

末松裕人委員長

よろしければ、この案文をもって議長に答申させていただきたいがよろしいか。

(異議なし)

末松裕人委員長

それでは、議長からの諮問に対する答申として、松戸市議会基本条例案を提出させていただく。

(末松裕人委員長から杉浦誠一議長に松戸市議会基本条例案、手交)

末松裕人委員長

今後の流れについて事務局から説明願う。

議事調査課長

ただいま答申された議会基本条例案に関し、報告する幹事長会議を議長が開催する。幹事長会議で了解されればその後、全議員への周知方法を協議いただき、周知後に最終的には議員提出議案として上程となる。

全議員に周知する方法は、全員協議会で行うことになると思うが、会での説明をどのような形にするかということもある。これは事務局の想定ではあるが、以前に行った活

活性化委員会の委員長報告と同様の流れで進めるのが、分かりやすいのではないかと。ただ、活性化委員は15名おり、全員が説明する側に回ると聴いている側が逆に少なくなってしまうこともあるので、その辺は調整する必要があるのではないかと。

議員提出議案として提出する際は、幹事長会議で決定することになるが、提案者をどうするか、提案理由の説明者をどうするかということもある。

マスコミ対応だが、委員長報告のときは広報担当室を通じ、記者クラブに投げ込みをし、全協終了後に記者会見をした。今回も同様にどこかのタイミングでマスコミに知らせることが必要ではないかと。

幹事長会議で決定されれば、9月定例会で会議規則を改正し、全員協議会を議会の正式な協議の場と位置づけたことから、原則として公開することになる。全協開催となれば、議会のホームページにて周知する予定である。

末松裕人委員長

今後、想定される流れを認識いただき、議長あるいは幹事長からの指示、方向性が示されることになるので、それに従って進めることになる。

以上、議題（1）議会基本条例案については終了する。

引き続き、議題（2）所管事務調査事項について協議願う。

調査事項についての整理は、事務局にこれまでの一般質問、議会での議論の傾向を踏まえた基礎資料を作成してもらい、その経過を各常任委員長と協議していただいた経過がある。各常任委員長から協議結果をお話いただきたい。

総務財務常任委員会から願います。

桜井秀三総務財務常任委員長

大きく三つある。1として「今後の行財政改革のあり方」、2として「市民の安全対策について」、3として「電子行政サービスの充実について」を設定した。

「今後の行財政改革のあり方」は、これまでの行財政改革について、職員の配置について、第3次実施計画を踏まえた行政のあり方、全庁的な助成金、交付金の見直し、新たな財源確保の方策について検討する。

「市民の安全対策について」は、全市民救命士育成事業、自主防災組織の育成のさらなる充実、災害時帰宅困難者対策、消防・救急行政のさらなる効率化と充実、松戸市救急救命ネットワークの拡大について検討する。

「電子行政サービスの充実について」は、コールセンターの設置、市内主要駅への住民票等の証明書自動交付機の設置、行政情報をいつでもどこでも誰でも実現できるネットワーク環境の実現、より効率的な電子市役所の構築等が今後の行政課題と思われます。この3つのテーマで進めていきたい。

末松裕人委員長

今後の流れをここで確認いただきその後、所管の常任委員会での取り扱いを決定してもらうので、この場では大体その辺のテーマがあるのだなどの確認をいただき、それでいい、いやこれが足りないなというような意見交換をしてもらいたい。そのようなことで聴いていただきたい。ここで決定をするものではない。そういった方向で総務財務常任委員長が取りまとめを行っているが、ここで加えたりし、委員長がそれぞれの委員会

で決定することになる。

中川英孝委員

一点要望させていただきたい。附帯決議、決議、政策条例などあるが、事務局にこれまでの附帯決議の事例を総括してもらい、所管事務調査事項として、もう一度俎上に載せる必要があると思う。これまでの状況を報告させていただきたい。

議事調査課長

平成8年に千駄堀の用地買収の関係で付帯決議がされた。費用が大きいので、何度もやられては困るということでの附帯決議である。

平成16年9月にパイロットスクールの関係で付帯決議がされた。財政の厳しい状況で過度の負担にならないようとの附帯決議である。

また、松戸競輪特別会計に対する附帯決議があった。千葉県が競輪から撤退し、松戸市に一本化するときに、市できちんと見極め、運営が厳しくなっても続けるのではなく、状況を把握することとする附帯決議である。

あと大きなものとして、3・3・7号の早期開通に関する決議、直近では、市立病院の早期建設に関する決議がある。

中川英孝委員

政策条例のようなものがあれば、各常任委員会で俎上に載せていただき、議論してはどうか。要望はそれだけである。

末松裕人委員長

次に、健康福祉常任委員長からお願いする。

諸角由美健康福祉常任委員長

大きく三つある。「高齢者施策について」「子育て支援策について」「健康診断・健診について」である。細かくはあるがこれはあくまでも事務局の調査に基づくテーマ選定であり、今後委員会に持ち寄り検討したい。

末松裕人委員長

教育経済常任委員長、お願いする。

石川龍之教育経済常任委員長

松戸市の産業、商業、農業、工業の活性化について、その中でも「商業、工業の誘致活動、都市農業」が大きな一つである。2点目が「環境行政について」である。松戸市地域省エネルギービジョン、松戸市地球温暖化防止実行計画等が挙げられている。3点目が「松戸市教育改革アクションプラン」についてである。これはいま話があったように、附帯決議が付けられている事項なので、これまでの検証と今後の方向性を検討するというものである。平成15年からの動きを調査するというものである。4点目として、「松戸市協働のまちづくり条例について」、検証と今後の方向性を調査という流れである。以上4点を提案事項として頂いている。

末松裕人委員長

最後に都市整備常任委員長、お願いする。

山口栄作都市整備常任委員長

3点ある。市民の移動手段という観点から1点目として「道路、公共交通機関、駅のあるべき姿について」。2点目が「都市景観について」。3点目が「都市計画について」。以上3点を検討事項として挙げている。

末松裕人委員長

この場であれがある、これがあるということにはならないが、活性化委員会においての確認という機会なので、各常任委員長が挙げたテーマを活性化委員会で確認したということになる。テーマ決定は12月定例会中に開催される各常任委員会でお願ひし、以降の検討材料になるという流れである。

所管事務調査について、何か質問はあるか。

石川龍之教育経済常任委員長

12月には常任委員、委員長が変わることがあると思うが、変わった委員長は、この流れを知らない方が就く場合もある。その辺のバトンタッチはどのようにしたらよいか。

末松裕人委員長

形式的な話と実質的な話をしなければならない。事務局からざっくばらんな話をお願いする。

議事調査課長

12月に現在の常任委員が2年の満期を迎える。その後新たな委員に変わり、その中でテーマを選ぶということは難しい。事務局としては現在の委員で、常任委員会の議案審査終了後、調査テーマを内定頂き、内定したテーマを事務局から新委員長に連絡し、正副委員長互選の常任委員会において諮り決定する、という流れを考えている。新しい委員の中で、テーマが三つ、四つある中から、すぐに決定するのは難しいのではないかと。ただ、議会最終日の委員が入れ替わったあとで慌しい部分はある。

末松裕人委員長

会期中の現実的な動きとして、最終日に常任委員の変更、正副委員長互選という流れが想定される中での制約はある。何よりもこれまで協議してきた経過があり、テーマ決めまではきちんとやり、新しい正副委員長に引き継ぎ、具体的な調査が行われていくという流れが現実的でスマートではないかという判断である。

他に質問はあるか。

(なし)

散会